

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本調達は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。  
ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

1) 工 事 名 令和7年度屋島住宅1号棟ほか2棟照明器具改修工事

2) 工事場所 屋島住宅 (香川県高松市屋島西町1403外)  
深田住宅 (香川県高松市木太町1992)

3) 工事内容 屋島住宅1号棟ほか2棟の照明器具改修工事

4) 工 期 契約締結日から令和8年3月23日(月曜日)まで

5) 競争参加申請書等の提出締切日時及び場所

日 時 令和7年12月8日(月曜日) 17時まで(必着)  
場 所 四国財務局 管財部 管財総括第二課

入札に参加を希望する者は、3.の事項を確認の上、入札説明書等の配付を受けた後、上記期限までに紙による「競争参加申請書」等を提出又は紙を保存形式PDF化し本調達案件を電子調達システムに登録のうえ申請すること。

6) 入札書及び工事費内訳書の受領期間

・システムによる場合

令和7年12月11日(木曜日) 9時から  
令和7年12月12日(金曜日) 9時30分まで(必着)

・紙による場合

令和7年12月12日(金曜日) 9時15分から9時30分まで

場 所 高松サンポート合同庁舎 南館7階 専用会議室1

方 法 持参すること(代理人が入札される場合は、委任状を提出後)

7) 開札の日時及び場所

日 時 令和7年12月12日(金曜日) 9時40分  
場 所 高松サンポート合同庁舎 南館7階 専用会議室1

8) 上記 5) から 7) については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

また国の事情、災害又はやむを得ない事由が生じた場合は、本入札を延期又は取り止めることがある。

9) 工事成績評定

本工事において、請負金額が500万円を超える場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施した時に行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知する。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

3) 令和7・8年度財務省四国地区競争参加資格審査において、業種区分が「電気工事」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者であること。

なお、本競争について、一の会社(法人)からは一の競争参加申込みしかできない。

4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。

5) 各省各庁(独立行政法人等を含む)から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは当局の入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

8) 4.により入札説明書等の配付を受けていない者は、入札に参加できないものとする。

9) 本件入札に係る提出書類等の作成等に要する費用は、すべて競争参加者の負担とする。  
その他詳細は入札説明書による。

4. 入札説明書・設計図書等配付終了日時及び場所

1) 日 時 令和7年12月 5日(金曜日)までの  
9時から12時 及び 13時から17時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

2) 場 所 四国財務局 管財部 管財総括第二課  
徳島財務事務所 管財課  
松山財務事務所 管財課  
高知財務事務所 管財課

3) 注 意 郵送による配付を希望する場合は、4. 4)の期限までに4. 5)に事前連絡の上、郵送に必要な切手を貼付し住所を明示した返信用封筒(A4が入る定形外郵便、レターパックプラス又はレターパックライト)を4. 5)に郵送すること。

4) 事前連絡期限 令和7年12月 1日(月曜日)までの  
9時から12時 及び 13時から17時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

5) 事前連絡先 〒760-8550 香川県高松市サンポート3番33号  
四国財務局 管財部 管財総括第二課  
電話(087)-811-7780(代表)(内線422、428)

5. 保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 原則納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

6. 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札の無効

競争参加の資格のない者のした入札及び入札説明書並びに入札心得書において示した条件に違反した入札は無効とする。

また、工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

8. 契約書作成の要否

要する。

令和7年11月20日 支出負担行為担当官  
四国財務局総務部長 米倉 洋成